

## 【 4 火山災害対策編】

# 目 次

第1章 総 則 .....	- 1 -
第1節 活火山の状況と火山活動 .....	- 1 -
第1 県内の活火山及びその活動度ランク .....	- 1 -
第2 高原山の概要 .....	- 1 -
第3 火山災害の種類と特性 .....	- 1 -
第2章 災害予防 .....	- 2 -
第1節 市民等の防災活動の促進 .....	- 2 -
第1 防災意識の高揚 .....	- 2 -
第2 地域防災活動の充実・ボランティア連携強化 .....	- 3 -
第3 市民及び事業所による地区内の防災活動の推進 .....	- 4 -
第4 企業防災の促進 .....	- 4 -
第2節 火山災害に強いまちづくり .....	- 4 -
第1 砂防・治山事業推進 .....	- 4 -
第2 火山観測の活用 .....	- 5 -
第3 交通・通信機能の強化 .....	- 5 -
第4 施設の整備 .....	- 5 -
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え .....	- 6 -
第1 行政・防災関係機関・大学の連携 .....	- 6 -
第2 ハザードマップ等の整備 .....	- 6 -
第3 火山情報伝達体制の整備 .....	- 6 -
第4 避難体制の整備 .....	- 7 -
第5 登山者・観光客・別荘所有者保護対策 .....	- 8 -
第6 火山防災訓練の実施 .....	- 8 -
第3章 災害応急対策 .....	- 9 -
第1節 活動体制の確立 .....	- 9 -
第1 市の活動体制 .....	- 9 -
第2 火山災害発生時の措置 .....	- 9 -
第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策 .....	- 10 -
第1 火山現象に関する予報及び警報等に関する情報の収集・伝達 .....	- 10 -
第2 火山情報に関する通信確保対策 .....	- 12 -
第3節 二次災害防止活動 .....	- 12 -
第1 土砂災害等の防止 .....	- 12 -
第2 建築物・構造物の二次災害防止 .....	- 13 -
第3 火山災害時の社会秩序の維持 .....	- 13 -
第4節 災害救助法の適用 .....	- 13 -

第1	災害救助法の適用 .....	- 13 -
第2	災害救助法の適用基準 .....	- 13 -
第5節	避難対策 .....	- 14 -
第1	避難の指示及び警戒区域の設定 .....	- 14 -
第2	避難誘導 .....	- 15 -
第3	避難施設 .....	- 15 -
第4	応急仮設住宅等 .....	- 16 -
第5	要配慮者への生活支援 .....	- 16 -
第6節	救急・救助、医療及び消火活動 .....	- 16 -
第1	救急・救助活動 .....	- 16 -
第2	医療救護活動 .....	- 17 -
第3	消火活動 .....	- 17 -
第4	要救助者及び被災者情報の収集 .....	- 17 -
第5	市域を超えた救急・救助活動 .....	- 17 -
第7節	緊急輸送活動 .....	- 17 -
第1	実施体制 .....	- 17 -
第2	交通路の確保 .....	- 17 -
第3	市の対応 .....	- 18 -
第8節	降灰等対策 .....	- 18 -
第1	農林水産業対策 .....	- 18 -
第2	宅地等の降灰対策 .....	- 18 -
第9節	施設・設備の応急対策 .....	- 19 -
第1	公共施設 .....	- 19 -
第2	ライフライン施設 .....	- 19 -
第10節	広報活動 .....	- 19 -
第11節	自発的支援の受入 .....	- 19 -
第4章	災害復旧・復興 .....	- 20 -
第1節	復旧・復興の基本的方向の決定 .....	- 20 -
第1	基本的方向の決定 .....	- 20 -
第2	迅速な原状復旧 .....	- 20 -
第3	計画的復興の推進 .....	- 20 -
第2節	民生の安定化及び公共施設等復旧対策 .....	- 21 -
第1	民生の安定化 .....	- 21 -
第2	公共施設等災害復旧対策 .....	- 22 -

# 第1章 総 則

## 第1節 活火山の状況と火山活動

市内の活火山の状況や主な火山活動を明らかにするとともに、火山災害の種類と特性などを知ることにより、想定される火山災害に対する効果的な災害対策の実施に資する。

### 第1 県内の活火山及びその活動度ランク

#### 1 県内の活火山

活火山とは、火山噴火予知連絡会（事務局：気象庁地震火山部火山課）により、国際的にも一般的な基準である「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」であると定義されている。

日本は、環太平洋火山帯に位置し、全世界の約1割にあたる111の活火山が分布しているが、県内には、「那須岳」、「日光白根山」、「高原山」及び「男体山」の4活火山が分布している。

### 第2 高原山の概要

#### 1 概要

本市に影響を及ぼすと考えられる高原山は、栃木県北部に位置する複合火山であり、北部のカルデラ火山（塩原火山）とその中央火口丘（明神岳、前黒山）及び南部の円錐火山（釈迦岳火山）で形成されている。さらに前黒山北側山麓には西北西—東南東の割目群に伴う単成火山群がある。

活動の開始は、更新世中期（約50万年前）である。高原山のもっとも新規の活動は、単成火山群の一つである富士山溶岩ドームの形成及び高原—上ノ原テフラの噴出である。

平成15年の活火山見直しで新たに活火山として選定された。

#### 2 周辺自治体

矢板市、那須塩原市、日光市、塩谷町

#### 3 主な火山活動

那須岳より古い火山であり、歴史時代の噴火記録は残されていない。しかし、北麓にある富士山付近の地下を震源とする群発地震が1979年2月に発生している。また、この付近や北麓での噴気活動は小規模であるが、現在も認められている。

### 第3 火山災害の種類と特性

噴火等の活発な火山活動により発生する現象は、噴火の際の噴出物（溶岩流、噴石、火砕流・火砕サージ、火山灰）や噴火等の活発な火山活動に伴い発生する現象（火山泥流、火山性地震、火山性地殻変動、山体崩壊、津波等）、噴出物の堆積後に降雨等により発生

する土石流等様々である。このため、被災状況、避難等の応急活動もそれぞれの現象で異なることが火山災害の特徴である。

主な現象及びその特徴は次のとおりである。

〈資料編 P 1 8 火山災害の種類と特徴〉

## 第2章 災害予防

### 第1節 市民等の防災活動の促進

災害発生時に市全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、乳幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

#### 第1 防災意識の高揚

##### 1 防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自ら守るという「自助」の精神が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より火山災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。また、噴火等発生時には、長期の避難生活等が予想されることから、近隣の避難行動要支援者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは県、市、自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市は市民に対し自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。

##### 2 防災知識の普及、訓練

市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、火山災害の危険性を周知するとともに、火山災害に対する正しい知識と技術が身につくよう、防災知識の普及啓発を推進する。

###### (1) 普及啓発活動

###### ア 主な普及啓発活動

- ・防災講演会、講習会、出前講座等の開催
- ・防災パンフレット、ちらし等の配布
- ・テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等による広報活動の実施
- ・電話帳（N T Tハローページ、N T T防災タウンページ）における避難場所等防災知識の普及
- ・ホームページやメール、X（旧ツイッター）による防災情報の提供
- ・防災訓練の実施の促進
- ・防災器具、災害写真等の展示
- ・各種表彰の実施

###### イ ハザードマップ等による普及啓発活動

市は、県と連携して、活火山の特質を考慮した防災マップ、防災ハンドブック等を分かりやすく作成の上、市民のみならず、観光客等広く配布し、火山災害対策に関する知識の普及啓発に努める。

## ウ 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたって、市はインターネット等の情報通信技術（ICT）を活用し、災害対策情報の発信を積極的に実施する。また、放送機関・報道機関等の協力を得て訴求効果の高いものを活用した啓発を実施するよう努める。

### (2) 普及啓発すべき防災知識・技術

- ・高原山の状況
- ・火山災害発生時の心得
- ・避難経路、避難場所
- ・火山災害に関する知識（火山活動による直接的災害・二次的災害、噴火等発生の前兆現象）
- ・応急・救護方法
- ・家庭での予防・安全対策（家族防災会議の開催、非常用品等の準備・点検等）
- ・気象庁の発表する火山情報の種類及び発表基準
- ・なだれ、土石流等危険箇所
- ・要配慮者に対する配慮
- ・消防団、自主防災組織及びボランティアの役割・重要性等

### (3) 啓発強化期間

特に次の期間においては、各種講習会、イベント等を開催し、二次的災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

- ・防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）
- ・山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
- ・がけ崩れ防災週間（6月1日～6月7日）
- ・土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）
- ・防災週間（8月30日～9月5日）

### (4) 児童・生徒等に対する防災教育

市教育委員会は、児童・生徒等に対し、学校教育を通じて、風水害、地震に加えて、火山災害に対する教育の充実を図る。また、火山災害時は長期の避難が予想されることから、地域住民同士で助け合うことが必要になるため、ボランティア活動を通して、他人を思いやる心や社会に奉仕する精神を培う教育を推進する。

### (5) 職員に対する防災意識啓発

市長は、職員に対して、火山災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。

### (6) 防災訓練の実施、指導

市は、防災週間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的に火山に係る実動訓練、図上訓練、通信訓練等の訓練を実施するよう努める。

また、市民に対し、定期的な防災訓練を、様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施するよう指導し、市民の火山災害発生時の避難行動等の習熟を図る。

### (7) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

市は、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人（日本語の理解が十分でない者）等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

## 第2 地域防災活動の充実・ボランティア連携強化

### 1 自主防災組織の育成強化

噴火警報（居住地域）（又は噴火警報）が発表され、地域住民全てが早期に避難場所等安全な場所に避難する必要がある際には、地域住民が組織となり、連携して避難の実施及び避難の誘導や避難行動要支援者に対する対応等を実施することが効果的である。こうした地域の初動災害対策を担う自主防災組織を、育成、強化するとともに、活動の活性化促進を図る。

## 2 消防団の育成強化

消防団は、火山災害発生時においては、救出救助・避難誘導等を実施するとともに、平常時においては、地域に密着したきめ細かい予防活動や防災知識普及啓発活動等を実施するなど地域における消防防災の中核として重要な役割を果たしている。こうした重要性に鑑み、消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図ることで、地域の防災力の向上、市民の安全確保を図る。

## 3 防災ボランティア活動の環境整備

市及び市社会福祉協議会は、火山災害時においては市民の避難生活が長期間に及ぶことが予想されることから、被災者に対してきめ細やかな支援を期待できるボランティアの育成及び環境整備を促進するとともに、ボランティア団体等との連携強化を図る。

## 4 企業、事業所等の自主防災体制の充実・強化

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第2の2に準じて実施する。

### 第3 市民及び事業所による地区内の防災活動の推進

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第2章第2節第8に準ずる。

### 第4 企業防災の促進

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表及び当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告するものとする。

市は、避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

## 第2節 火山災害に強いまちづくり

高原山については、静穏な状態が続いているが、一度噴火すると大規模な被害が懸念されることから、市民の生命・財産を守るため、火山災害に強いまちづくりを進める。

### 第1 砂防・治山事業推進

県は、火山現象に伴う土石流、溶岩流、火山泥流、火砕流等による被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、それぞれの対応に必要な区域において連携し、治山ダム、砂防堰堤、遊砂地、導流堤等の施設整備事業を総合的、計画的に推進する。

## 第2 火山観測の活用

市は、気象庁や県が行う火山観測等の結果を活用し、火山災害の予防に資する。

〈資料編 P17 気象庁の火山観測の種類〉

## 第3 交通・通信機能の強化

### 1 交通機能の強化

#### (1) 緊急輸送道路の整備

県は、緊急輸送が円滑に実施できるよう、既に指定している緊急輸送道路について、計画的な道路整備及び維持管理に努める。

また、噴石、火砕流等の火山災害並びに火山活動に伴う土砂災害等二次的な災害を受けるおそれのある区域を考慮に入れ、緊急輸送道路の適切性を随時検討し、必要に応じて関係機関と協議の上、緊急輸送道路の指定替えもしくは代替路線等について検討を行う。

#### (2) その他の交通対策

県、市及びその他公共交通関係機関は、噴石、降灰等各種現象を考慮し、適切な道路整備や公共交通機関等の整備を行うとともに、道路情報ネットワークシステム等を通じて安全性、信頼性の高い交通網の整備を図り、火山災害時の交通機能の強化に努める。

### 2 通信機能の強化

#### (1) 県防災行政ネットワークの整備

県は、既に設置されている、移動系・衛星系の2ルートからなる県防災行政ネットワークの適切な維持管理を行い、火山災害によって生じる通信回路の途絶等の障害の発生を防止するため万全を期す。

#### (2) その他各種通信対策

県、市及び指定公共機関・指定地方公共機関は、停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策を図り、火山災害時の通信手段の強化に努める。

## 第4 施設の整備

### 1 重要な施設の安全化

#### (1) 応急対策上重要な施設や不特定多数の者が使用する施設の安全化

災害時における応急対策上重要な施設や不特定多数の者が使用する施設について、県、市、その他の施設管理者は、溶岩や噴石等による火災、損壊等の被害を防止・軽減するために、不燃堅牢化を推進する。また、設備等の適切な整備を推進する。

ア 防災拠点（災害対策活動拠点）

イ 医療救護活動の施設（病院、健康福祉センター等）

ウ 応急対策活動の拠点（警察署、消防署等）

エ 避難場所、物資集積所等になる建物（学校、公民館等）

オ 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム等）

カ 観光施設等不特定多数の者が使用する施設

キ 砂防施設

#### (2) ライフライン施設等の安全化

県、市及び公共事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図る

とともに、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

## 2 退避壕、その他の退避施設の整備

県、市及び関係施設管理者等は、ハザードマップ等により火山の噴火に伴う噴石等の固形噴出物の降下が予測される地域においては、一時的な避難場所としての退避壕、その他の退避施設の整備に努める。

# 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

火山災害に備えた関係機関の連携、火山活動観測、情報伝達体制を整備するとともに、避難誘導、避難場所の指定、実践的な訓練の実施等の対策を実施する。また、地域住民のほか、観光客や登山客等の安全を確保するための対策を実施する。

## 第1 行政・防災関係機関・大学の連携

火山災害は、噴石、泥石流等様々な現象をもたらす災害であることから、防災関係機関と専門家が、平常時から連携し、事前の十分な研究や効果的な予防・応急対策の検討を行っておくことが重要である。

市は、効果的な避難誘導や輸送等の応急対策が実施できるよう、県、防災関係機関、大学の研究者等と連携を図り、火山全般の研究、火山ハザードマップの作成・更新、情報伝達体制の整備、避難地・物資集積所・避難路の選定等様々な対策の検討を行う。

## 第2 ハザードマップ等の整備

市は、県、防災関係機関及び大学の研究者等と連携して、高原山が噴火した場合に想定される危険地帯（溶岩流や火砕流、土石流、火山灰、噴石など事象毎に記載）を明示し、また、その場合の効果的な避難等応急対策や、市民等への情報提供等に資する火山ハザードマップやハンドブックの作成を行う。

なお、作成後は、県と連携し、地域住民のみならず、観光客等の安全確保を図るため、積極的な広報活動等により、広く周知に努める。

また、より効果的なハザードマップにするため、関係機関連携の下、不足する情報の追記や想定の見直し等必要な改善に努める。

## 第3 火山情報伝達体制の整備

### 1 気象庁の発表する火山情報

気象庁火山監視・情報センターが発表する噴火警報等を活用し、市民の避難等の応急活動が円滑に実施できるよう努める。

なお、発表される噴火警報等の内容は次のとおりである。

〈資料編 P 18 気象庁の発表する火山情報〉

〈資料編 P 18 火山災害の種類と特徴〉

### 2 関係機関及び機関相互の情報伝達体制の整備

噴火警報等の重要な情報を迅速かつ的確に伝達するため、県、市及び防災関係機関は、それぞれの機関及び関係機関相互間の情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、関係機関は連携し、随時、情報伝達訓練の実施や体制の見直しを行い、より迅速で正確な情報伝達が行える体制の整備に努める。

### 3 市民への伝達体制

市は、地域住民に対し、気象庁の発表する噴火警報や避難の指示等を速やかに伝達するため、防災行政無線の整備を推進するとともに、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達等多様な伝達手段の整備に努める。

### 4 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

### 5 地域住民等からの通報体制の確立

市は、地域住民に対し、火山災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した場合、遅滞なく市又は警察署に通報するよう、講演会、広報紙等各種手段を通じ広く周知に努める。

### 6 通信確保対策

県及び市は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。

## 第4 避難体制の整備

### 1 避難場所等の指定

市は、水蒸気噴火、マグマ噴火等各事象により危険区域が異なることを考慮し、それぞれの事象に応じた避難場所を選定するよう努める。

また、避難に要する時間の短縮を図るため、避難路の指定について検討するものとする。

〈資料編 P 50 避難場所一覧〉

### 2 避難所等の整備

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第2章第13節第1の4に準ずる。

### 3 地域住民への周知徹底

県、警察及び市は、避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、避難場所への持出品等避難に必要な知識の周知徹底に努めることとするが、特に、以下の点に留意して周知を行うものとする。

- ・避難所の中には、他の災害時においては安全であるが、火山災害においては危険地域に含まれ使用することができない場所があること。
- ・一度噴火すれば、即座に生命や身体に危害を及ぼす可能性が高いことから、他の災害に比べて早期に避難する必要があること。
- ・他の災害よりも避難生活が長期に及ぶ可能性があること。
- ・長期に警戒区域が設定される可能性があり、その場合には家に戻ることができないこと。

### 4 避難実施・誘導體制の整備

火山災害時には被害が予想される地区の全住民が早期に避難する必要があることを考慮し、避難時の行動においてハンディを負う避難行動要支援者に対するの対策の強

化を図る。

## 5 避難所管理・運営体制の整備

火山災害時には避難が長期間に及ぶことを考慮し、長期にわたり適切な運営体制を確保できる体制の整備に努める。

## 第5 登山者・観光客・別荘所有者保護対策

### 1 登山規制・立入規制事前対策

登山道等の施設を管理する県及び市は、観光客・登山客の立入りが多い場合においては、火山活動の状況に応じ、登山規制、立入規制等の措置を速やかにとることができるよう、あらかじめ実施体制について関係機関と協議しておくとともに、看板や規制杭・封鎖用ロープ等の機材の整備に努める。

### 2 登山者・観光客・別荘所有者への普及啓発活動

事前の普及啓発活動が困難であり、また、予備知識も少ないと考えられる登山者や観光客、別荘所有者の安全確保を図るため、市は、周辺の店舗、宿泊施設及び観光施設等不特定多数が利用する施設に、ハザードマップや啓発用ポスターの掲示並びに観光客向けの異常現象や噴火発生時等の対応措置を示したパンフレット等を常置するよう努める。

また、火山の危険性の知識の少ない外国人観光客の安全確保を図るため、日本語以外のハザードマップ、パンフレット等について作成するよう努める。

### 3 施設管理者に対する対策の指導

市及び消防機関は、観光客や登山客がホテル、旅館等宿泊施設や観光施設等を利用している時の安全確保を図るため、これら不特定多数が利用する施設の管理者に対して、防災計画の策定や避難訓練等を実施するよう指導に努める。

### 4 別荘地区における対策

市は、別荘所有者に対する安全確保を図るため、ハザードマップや避難場所・避難経路その他避難に必要な事項を記載したパンフレット等の戸別配布に努めるとともに、火山情報の発表や避難指示等の重要な情報を別荘地区に対しても速やかに伝達が行える体制の整備に努める。

また、別荘が被災を受けた場合に所有者に速やかに連絡が取れるよう、所有者の連絡先の把握に努める。

## 第6 火山防災訓練の実施

### 1 火山防災訓練の実施

市は、県、消防機関、警察、自衛隊やライフライン関係機関とも協力し、大規模火山災害を想定し、避難、救急・救助、消火等他の災害と同様の訓練に加え、噴火警報等の伝達、登山規制、警戒区域設定、交通規制等を考慮した防災訓練を積極的に実施するよう努める。

また、噴火警報が発表された場合、周辺地域全世帯の速やかな避難が必要となることから、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。

さらに、他自治体とも密接に連携をとりながら、協力して広域応援受入・出動訓練を実施する。

## 2 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練を行うにあたっては、水蒸気噴火、マグマ噴火、火山活動に起因する土砂災害等各事象を想定して実施するとともに、本部員、事務局員等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫し、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ計画・体制等の改善を行うよう努める。

# 第3章 災害応急対策

## 第1節 活動体制の確立

火山災害による被害を軽減するため、迅速な火山災害直前対策を実施する。発災後は職員の参集、災害対策本部の設置等必要な体制を確立する。

### 第1 市の活動体制

火山災害に応じた市職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、火山活動、被害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

〈資料編 P 7 本市の活動体制〉

### 第2 火山災害発生時の措置

#### 1 注意体制

高原山の火山観測情報等により噴火の前兆現象等が確認された場合、注意体制をとる。生活環境課職員及び関係課職員は自主的に参集し、情報収集、警戒活動、県への報告等の措置を講じる。

#### 2 災害警戒本部の設置（警戒体制）

災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、矢板市災害警戒本部要領第3条の規定により、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

##### (1) 設置基準

次のいずれかに該当する場合において本部長が必要と認めるとき。

ア 高原山が噴火した場合（矢板市災害対策本部が設置されていない場合に限る。）

イ 高原山に臨時火山情報が発表された場合

ウ 高原山に係る火山性地震、火山性微動その他の火山現象が見られ、火山災害発生のおそれが認められる場合

##### (2) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章に準じる。

##### (3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 火山災害の発生するおそれが無くなったと本部長が認めたとき。
- イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき。
- ウ 災害対策本部が設置されたとき。

〈資料編 P 9 5 矢板市災害警戒本部要領〉

### 3 災害対策本部の設置（非常体制）

災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

#### (1) 設置基準

次のいずれかに該当する場合において本部長が必要と認めるとき。

- ア 高原山が噴火した場合（微噴火を除く。）
- イ 高原山に緊急火山情報が発表された場合
- ウ 市内に災害救助法による救助を実施する火山災害又はこれに準じる火山災害が発生した場合

#### (2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章に準じる。

#### (3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、火山災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるとき解散する。

〈資料編 P 8 1 矢板市災害対策本部設置条例〉

〈資料編 P 8 2 矢板市災害対策本部組織図〉

〈資料編 P 8 3 災害対策本部設置時における各部各班の事務分掌〉

## 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

火山現象に関する予報警報等及び火山災害による被害の状況を迅速に収集し伝達するため、関係機関の情報の収集・伝達及び通信の確保に努める。

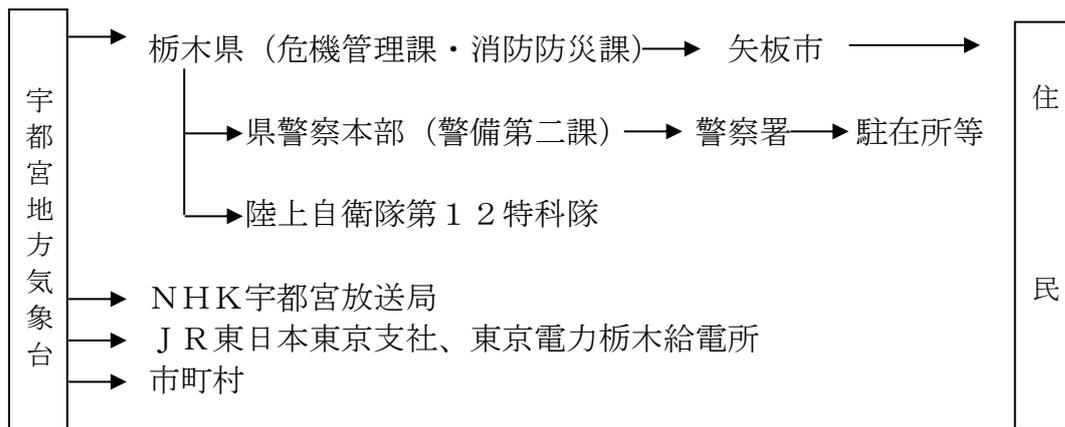
### 第1 火山現象に関する予報及び警報等に関する情報の収集・伝達

#### 1 火山現象に関する予報及び警報等の伝達

- (1) 宇都宮地方気象台は、火山現象に関する予報及び警報等<sup>\*</sup>の通知があったときは速やかに関係機関に伝達し、その周知に努める。
- (2) 県は、宇都宮地方気象台から火山情報の伝達を受けたときは、その内容、予想される災害の事態、それに対して採るべき措置等を関係機関に連絡する。
- (3) 市は、県から火山情報の伝達を受けたときは、その内容及び対応等について、関係機関に連絡するとともに、市民に周知する。

※火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下、「活火山法」という。）第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている。

《气象台からの火山情報の伝達経路図》



## 2 異常現象発見者の通報

(1) 次のような異常現象を発見した者は、市又は警察官に通報する。併せて、宇都宮地方气象台にも通報するよう努める。

ア 噴火（爆発、溶岩流、泥石流、軽石流、火砕流等）やそれに伴う地形の変化

イ 火山地域での火映、鳴動の発生、地震の群発

ウ 火山地域での山崩れ、地割れ、地盤上昇・沈下、陥没等の地形変化

エ 噴気孔の新生拡大や移動、噴気、噴煙の量、色、温度、昇華物等の顕著な異常変化

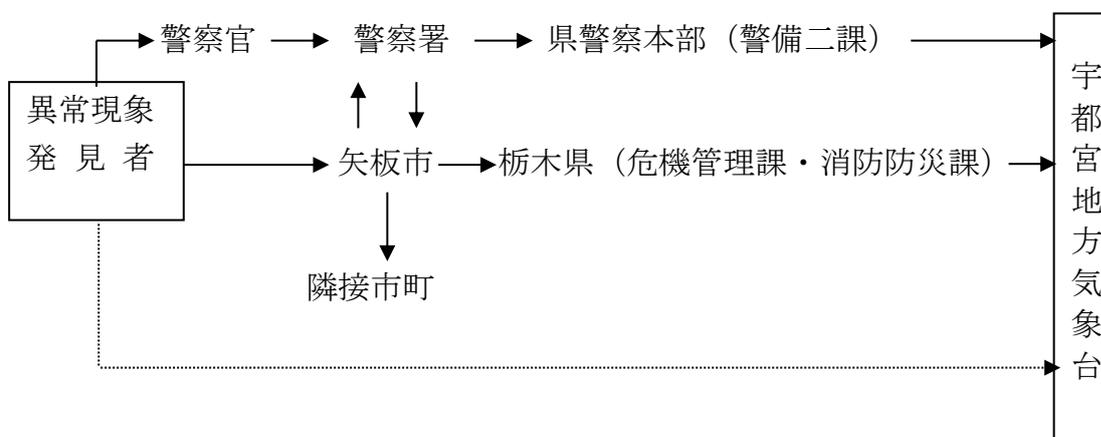
オ 火山地域での湧泉の新生、枯渇、量、味、臭い、色、濁度、温度の異常等顕著な変化

カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯での新生拡大や移動、草木の立ち枯れ等

キ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭い、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、魚類の浮上等

(2) 異常気象発見者から通報を受けた市又は警察官は、その内容を次の連絡系統により速やかに関係機関に連絡する。

《異常気象発見者からの情報伝達経路図》



## 3 災害情報の収集・伝達

(1) 災害情報の収集・伝達

ア 県、市、警察署は、宇都宮地方気象台から噴火警報（居住地域）（又は噴火警報）若しくは噴火警報（火口周辺）（又は火口周辺警報）の伝達を受けたときや異常現象発見者からの通報を受けたときは、必要に応じ、相互に連携して災害情報の収集に努め、その情報を関係機関に連絡する。

(ア) 市、警察署の情報収集

- a 地域住民からの情報収集
- b 職員の巡回

(イ) 県の情報収集

- a 県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプターによる情報収集
- b 県出先機関からの情報収集

イ 市は、火山情報により市の区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する規制を実施したとき又は被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれに対して取られた措置の概要を県に報告する。

(2) 災害情報の広報

県及び市は、噴火警報（居住地域）（又は噴火警報）若しくは噴火警報（火口周辺）（又は火口周辺警報）の伝達を受けたときは、広報活動を行い、地域住民、観光客等に対する周知に努める。

## 第2 火山情報に関する通信確保対策

火山情報が発表された場合、火山災害が発生した場合等の通信確保対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第5、第6、第7に準ずる。

## 第3節 二次災害防止活動

降灰等地域における土石流等による二次的な災害を防ぐため、警戒・避難体制を確立する。

### 第1 土砂災害等の防止

#### 1 土砂災害の防止

(1) 点検・応急措置の実施

県、市、消防等関係機関は、降灰等地域において火山性地震、降雨による土石流、火山性泥流等二次災害の防止のため、各機関の管理施設や観測機器の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

(2) 避難対策

県、市及び消防は、二次災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第5節の要領により警戒区域の設定又は避難の指示を行う。

#### 2 水害の防止

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第19節第3に準じる。

#### 3 ハザードマップの活用

関係機関は、火山噴火に伴う土砂災害等の防止に当たり、あらかじめハザードマッ

プを作成し、活用するものとする。

## 第2 建築物・構造物の二次災害防止

### 1 施設、災害危険箇所の点検の実施

県及び市は、火山性地震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物等の被害の状況を調査し、火山性地震等による二次災害発生危険程度の判定、表示等を行う、被災建築物応急危険度判定を実施する。

### 2 二次災害の防止

市は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

## 第3 火山災害時の社会秩序の維持

県警察は、被災地及びその周辺において、自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を行い、速やかな安全確保に努める。

特に、避難指示が行われている区域、警戒区域等において、住民が避難している等のために無人となっている家屋に係る窃盗事犯や、災害に便乗した悪質商法、廃棄物の不法投棄等の取り締まりに努める。

## 第4節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県は災害救助法を適用し、市と連携して法に基づく応急的な救助の実施を行う。

### 第1 災害救助法の適用

火山災害に係る災害救助法の適用については、本節に定めるもののほか、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第5節に定めるところにより行う。

### 第2 災害救助法の適用基準

県は、災害による被害が次に掲げる基準（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号に掲げる基準）に該当し、救助が必要であると認めたとき、市町単位に災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し救助を実施することを決定する。市町は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

#### 1 住家等への被害が生じた場合

- (1) 当該市町において住家が滅失した世帯数が市町別災害救助法適用基準一覧表（水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第5節参照。以下本節において同じ。）に掲げる数以上のとき（1号基準）。
- (2) 当該市町において住家が滅失した世帯数が市町別災害救助法適用基準一覧表に掲げる数の2分の1以上で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が1,500以上のとき（2号基準）。
- (3) 当該市町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が7,000以上のとき（3号前段基準）。
- (4) 当該市町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者

の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき（3号後段基準）。

ア 当該災害が隔絶した地域で発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること（被害世帯を含む被害地域が、もともと交通の便が悪い地域であったり、火山災害により交通が途絶状態になる等してヘリコプターによる救助が必要となり、地元市町の救護活動のみによっては被災者の保護に万全を期することができないと判断されるような場合が想定される）。

イ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること（火山噴火は、他の災害と異なり、救助にあたって特殊の知識あるいは準備等を必要とするため、一般の職員や施設・設備によっては救助を実施できず、このような救助のための特殊の技術を必要とする場合が想定される）。

## 2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき（4号基準）。

- (1) 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること（火山噴火、有毒ガスの発生等のため、多数の住民が避難指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合が想定される）。
- (2) 当該災害が隔絶した地域発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
- (3) 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること（火山噴火、有毒ガスの発生等のため、多数の住民が危険にさらされている場合が想定される。）。

〈資料編 P 1 2 2 災害救助法施行細則〉

# 第5節 避難対策

火山災害による人的被害を軽減するため、市は県、防災関係機関と連携して、適切な避難誘導を行う。

また、安全で迅速な避難の実施、避難行動要支援者、帰宅困難者への支援、避難所における生活等について、特に配慮する。

## 第1 避難の指示及び警戒区域の設定

### 1 避難の指示及び警戒区域の設定

避難の指示及び警戒区域の設定については、本節に定めるほか、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節を準用する。

### 2 避難の指示等の基準

火山災害に係る避難の指示は、次の場合に、必要な範囲の市民、滞在者その他の者に対して行う。災害対策基本法に基づく避難については、危険の切迫する前に十分な余裕をもって指示を行う。なお、県は、学識経験者等専門家との密接な連携のもとに、必要に応じ市に対して助言を行うものとする。

- (1) 宇都宮地方気象台から噴火警報（居住地域）（又は噴火警報）若しくは噴火警報（火口周辺）（又は火口周辺警報）等が発表され、避難を要すると認められるとき。
- (2) 関係機関から火山災害に関する通報があり、避難を要すると認められるとき。
- (3) 地すべり、土砂崩れ等による被害の危険が切迫していると認められるとき。

- (4) 火災が発生し、延焼の危険があると認められるとき。
- (5) 避難路を断たれる危険があるとき。
- (6) 噴火が発生し、再噴火による被害の恐れがあるとき。
- (7) 酸素欠乏又は有毒ガス等が大量に流出し、人的被害の恐れがあるとき。
- (8) その他特に必要があると認められるとき。

### 3 登山の規制等の実施

国、県、市その他関係機関は、避難の指示等に準じて、必要に応じ登山の規制措置を行うものとする。

## 第2 避難誘導

### 1 市民への周知

避難の指示を実施したときは、当該実施機関は、住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容を周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

- (1) 市防災行政無線による伝達
- (2) サイレン、鐘等の使用による伝達
- (3) 行政区、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達
- (4) 広報車の使用による伝達
- (5) テレビ、ラジオ、有線放送等による伝達

### 2 滞在者への周知

避難の指示を実施したときは、当該実施機関は、市民に周知を図ると同様に、観光客、登山者、別荘滞在者等に対しても周知徹底に努めるものとする。

### 3 避難の誘導

#### (1) 市民・滞在者の誘導

避難の指示を実施したとき、市は、市民が安全、迅速に避難できるよう県警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。滞在者に対しても、避難が確実に進むよう誘導について配慮するものとする。市は、遠く離れた避難先への避難を指示したときは、バスを手配する等、集団避難に配慮するものとする。

また、避難誘導にあたっては特に避難行動要支援者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、自主防災組織が援助者を定めて避難させる等して速やかに避難できるよう配慮する。

#### (2) 集客施設における誘導

ホテル等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

## 第3 避難施設

### 1 避難所の開設

- (1) 市は、火山災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避しなくてはならない者を一時的に収容し、保護するため、避難所を設置する。
- (2) 市は、避難所の開設にあたっては、男女共同参画の視点を重視しながら、災害状

況に応じ 安心・安全な避難所を選定し、速やかな開設に努める。避難所は、山災害の規模に応じ、火山からの溶岩流、火砕流、噴石等の被害から住民の生命身体を保護するのに十分な場所に設置するものとする。避難行動要支援者については、必要に応じ介護等の支援機能を備えた福祉施設等に収容する。

(3) 市は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。

(4) 市は、避難所を設置又は移転した場合は、ただちに次の事項を県に報告する。

ア 避難所開設の日時、場所

イ 収容人員

ウ 開設期間の見込み

エ その他必要事項

## 2 市域を越えた避難等

火山災害の規模又は避難所等の状況により、本市のみでは十分な避難者収容が実施できない場合は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6の2節（広域一時滞在対策）に準じ、市域を越えた避難を行なうものとする。また、火山災害が中期化した場合等、必要に応じ、旅館、ホテル等の宿泊施設の活用にも努める。

## 第4 応急仮設住宅等

県及び市は、避難生活が中長期化すると認められる場合は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第17節（住宅応急対策）に準じ、公営住宅や応急仮設住宅のあっせんに努める。

## 第5 要配慮者への生活支援

市は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節第6に準じ、要配慮者への生活支援を行う。

# 第6節 救急・救助、医療及び消火活動

市民の生命・身体の安全を守るため、被災者の救急・救助活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を実施する。

## 第1 救急・救助活動

火山災害に係る救急・救助活動については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第8節に定めるところに準じて行うものとし、火山災害現場において要救助者・負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救助活動及び負傷者の保護を行う。

また、消防機関その他の防災関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切な救急・救助活動を安全管理に主眼を置き実施する。

なお、火山災害の特殊性から、救急・救助活動における救助部隊の活動基準を「山岳救助活動時における消防機関の救助活動マニュアル（平成28年3月消防庁作成）」を参考に以下の項目について関係機関と協議の上、定めることとする。

(1) 天候や火山の状態に応じた活動（中止）基準

(2) 再噴火に対する避難方法

(3) 必要な資機材及び救出方法

## 第2 医療救護活動

火山災害に係る医療救護活動については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第9節に定めるところに準じて行う。

## 第3 消火活動

火山災害に係る消火活動については、火災災害対策編第3章第4節に定めるところに準じて行う。

## 第4 要救助者及び被災者情報の収集

### (1) 要救助者情報

市は、市民、滞在者に対し救急・救助活動を実施したときは、要救助者名簿を作成するなど、要救助者名等の情報収集を行う。

### (2) 被災者情報

市は、市民の安否確認や要救助者情報等に基づき、行方不明者など被災者情報の把握に努めるものとする。特に滞在者の安否確認については、登山届や宿泊者名簿、旅行者名簿、避難者名簿等との照合などの方法により行うものとする。また、これらの被災者情報について県及び他市町村、関係機関との情報共有に努めるものとする。

## 第5 市域を超えた救急・救助活動

市は、本節に掲げる活動に当たり市域を超えた救助が必要と判断した場合は、震災対策編第3章第7節及び第8節に定めるところに準じ、市、県、消防機関、警察、自衛隊、医療機関等が連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

# 第7節 緊急輸送活動

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確実に、迅速に輸送するため、関係機関は連携して火山災害の各段階に応じ緊急輸送対策を実施する。

## 第1 実施体制

被災者の輸送は、原則として市が行うものとする。県は、市からの要請があった場合、又は市への緊急な支援が必要と判断した場合、市の対策を支援する。

応急対策に必要な人員、緊急物資等の輸送は、災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長が行う。

火山災害時の緊急輸送活動については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第10節（緊急輸送活動）に準じる他、本節に定めるところにより行う。

## 第2 交通路の確保

県警察は、次により交通路の確保を行う。

### 1 交通状況の把握

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通管理用カメラ等のあらゆる手段を講じて、通行可能な道路や交通状況を迅速、的確に把握する。

### 2 交通規制の実施

#### (1) 火山災害の発生が予想される時

ハザードマップ等により危険が予想される区域への一般車両の進入を制限すると

ともに、同区域からの迅速・円滑な避難に配慮する。また、県外からの流入を制限するため、隣接の警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(2) 火山災害が発生したとき

上記(1)に加え、応急対策のための緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を実施する。特に、被災直後における被災者の救助等に係る車両の通行を最優先とする。

また、火山活動の拡大の状況に応じ、ハザードマップ等により危険が予想される区域への進入を制限する。併せて、積雪の状況により、融雪型泥流危険区域への進入制限を検討する。

規制区域が、高速道路、国道等に物流の基幹となる道路に係る場合は、迂回路の設定に特に配慮するものとする。

### 第3 市の対応

(1) 市は、集団避難のために乗合自動車等を使用する場合、警察と緊密に連絡をとり、迅速かつ円滑な避難に努めるものとする。

(2) 市は、市民、滞在者等に対し、交通規制に関する情報の広報に努め、協力を求めるものとする。

## 第8節 降灰等対策

被災住民の生活の確保のため、関係機関は、火山灰等の障害物対策を実施する。

### 第1 農林水産業対策

#### 1 実施体制

市は、県、農業協同組合等関係機関と連携し、農林水産業に関する降灰対策を実施する。

#### 2 農林水産業対策

市は、県及び関係機関と連携し、降灰による被害状況の把握に努めるとともに、概ね次の事項について栽培・管理技術の指導を行い、被害の拡大防止に努める。

(1) 病害の発生防止のための薬剤散布を行うこと。

(2) 火山灰が付着している水田は深水にしてかけ流しを行い、灰の除去に努めること。

(3) 果樹は散水して火山灰の除去を図るとともに、葉の被害を防ぐため生石灰液の散布を行うこと。

(4) 野菜・花きは散水・水洗いを行い火山灰の除去を図ること。

(5) 水産物については、養殖場に流入した火山灰はきれいに排出するとともに、へい死魚の除去を図り、疾病及び病害の発生を防ぐこと。

(6) 放牧中の家畜は直ちに下牧させ、火山灰で汚れた牧草・河川水は採食させないようにすること。刈取期にある飼料作物は、可能な限り降雨等によって火山灰が除去されてから高刈り等により土や火山灰が混入しないように収穫に努めること。

(7) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進めること。

(8) 倒木や損傷した木材、製材品については二次災害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除の徹底に努めること。

### 第2 宅地等の降灰対策

#### 1 火山灰の除去

市は、市民に対し家屋等の火山灰等の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等に積もった火山灰等の除去は原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織、ボランティア等に対して火山灰等の除去作業の協力を呼びかける。

## 2 集積場所の確保

市は、適当な場所に市民が除去した火山灰の集積場所を確保するものとする。

# 第9節 施設・設備の応急対策

火山災害発生時に、関係機関は、公共施設、火山観測施設の応急対策を迅速に行う。

## 第1 公共施設

### 1 公共施設の応急対策

#### (1) 火山灰等の除去

道路、河川、砂防等の公共施設管理者は、巡視の結果をもとに、公共施設に係る火山灰、土砂、噴石等の障害物を関係機関と連絡を密にし、安全を確認の上除去する。除去した障害物の集積場所は、二次災害の原因にならないような場所に、当該管理者が確保するものとする。

#### (2) 被災施設の応急復旧

公共施設管理者は、路面の陥没、亀裂等の損傷及び溶岩流、融雪型泥流による埋没箇所について、関係機関と連絡を密にし、安全を確認しながら復旧作業を実施する。

## 2 観測施設の応急対策

県、宇都宮气象台その他関係機関は、火山災害時における観測施設の機能を維持するため、必要に応じ、防災関係機関と連携して緊急点検を実施し、その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 第2 ライフライン施設

火山災害が発生した場合のライフライン施設の応急対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第19節第2に準じる。

# 第10節 広報活動

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第3章第21節に準じる。

## 第11節 自発的支援の受入

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第3章第22節に準じる。

# 第4章 災害復旧・復興

## 第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

被災の状況、地域特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に強いまちづくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

### 第1 基本的方向の決定

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第4章第1節に準ずる。また、火山災害対策においては、次の事項を追加する。

#### 1 実施体制

火山活動が継続中の場合も、火山活動や被災状況を総合的に勘案して、必要と認めるときは復旧復興の段階に移行し、又は応急対策と並行して復旧復興活動を実施する。

### 第2 迅速な原状復旧

市及びその他関係機関は、次の点に留意して公共施設の復旧にあたるものとする。

- 1 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用する。
- 2 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行なうものとする。
- 3 地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- 4 ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。
- 5 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理する。
- 6 火山噴火等により、土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、住民等の一時的避難施設の整備を行う。
- 7 火山災害の状況に応じ、融雪型泥流、土石流対策等適切な安全確保等を講ずる。
- 8 火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努める。

### 第3 計画的復興の推進

#### 1 復興計画の作成

大規模な火山災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の変更、産業基盤の変更を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施する

ため、市は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進めるものとする。

## 2 復興計画策定上の留意事項

復興計画の策定にあたっては、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第4章第1節に定めるほか、次の点に留意する。

- (1) 必要に応じ、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めること。
- (2) 火山活動が継続中の場合、避難対策・安全確保対策について配慮すること。
- (3) 火山が形成する雄大な自然景観や自然現象を活用するために保全する等、市民と火山との共生に配慮すること。

## 第2節 民生の安定化及び公共施設等復旧対策

火山災害により被害を受けた市民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、生活相談、職業の斡旋等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。また、公共施設の早期復旧を図るため、県、市、防災関係機関は連携して被害状況を的確に調査し、早期の復旧事業を実施する。

### 第1 民生の安定化

火山災害に係る復旧事業における民生の安定化対策については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第4章第2節に定めるものの他、活動火山法に基づく降灰防除地域の指定による事業等がある。

#### 1 降灰防除地域の指定

降灰防除地域は、火山の爆発に伴う降灰により住民の日常生活に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれのある地域で、当該支障を防止し、又は軽減するための施設等を整備する必要がある地域について、内閣総理大臣が関係都道府県知事の意見を聴いて指定するものである（活火山法第23条）。

降灰防除地域内の下表のような事業について国庫補助等の措置を受けることができる。

対象者	対象事業等	補助等の内容
学校、保育所等教育施設、社会福祉施設	降灰による支障を防止し、又は軽減するための施設の整備	費用の3分の2以内の補助
病院等医療施設	降灰による支障を防止し、又は軽減するための施設の整備	整備に必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように必要な措置
中小企業者	降灰による支障を防止し、又は軽減するための事業経営上の施設又は設備の整備	整備に必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように必要な措置

#### 2 被害農林漁業者に対する資金の融通

国、地方公共団体は、避難施設緊急整備地域（本節第2参照）及びその周辺で火山の爆発により被害を受けた農林漁業者に対する長期かつ低利の資金の融通が円滑に行

われるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする（活火山法第21条）。

## 第2 公共施設等災害復旧対策

火山災害に係る公共施設等災害復旧対策については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第4章第3節に定めるものの他、活火山法に基づく次のような事業がある。

### 1 避難施設緊急整備地域の指定

避難施設緊急整備地域は、火山の爆発により住民等の生命及び身体に被害を生じ、又は生じるおそれのある地域であって、その被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域で、内閣総理大臣が中央防災会議及び関係都道府県知事の意見を聴いて指定するものである（活火山法第13条）。

### 2 避難施設緊急整備計画の実施

#### (1) 避難施設緊急整備計画の作成、実施

県は、避難施設緊急整備地域の指定を受けたときは、避難施設緊急整備計画を作成する。同計画は、次の事項について定める。同計画に基づく事業は、当該事業に関する法律の規定に従い国、県その他の者が実施するものとされているものを除き、市が実施する。

ア 道路の整備に関する事項

イ 広場の整備に関する事項

ウ 退避壕その他の退避施設の整備に関する事項

エ 学校、公民館等の不燃堅牢化に関する事項

オ その他政令で定める事項

#### (2) 補助等

##### ア 補助金の交付

国は、同計画に基づく事業を実施する地方公共団体その他の者に対し、補助金を交付し、必要な資金を融通し、又はあっせんし、その他必要と認める措置をとる。

##### イ 起債の特例

同計画に基づく事業で地方公共団体が実施するものにつき必要とする経費については、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費についても、地方債をもってその財源とすることができる。

### 3 防災営農施設整備計画の実施

#### (1) 防災営農施設整備計画等の作成

県は、避難施設緊急整備区域又はその周辺の地域で火山の爆発によって生ずる農林水産物の被害が経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域について、当該農林水産物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する計画（防災営農施設整備計画、防災林業経営施設整備計画及び防災漁業経営施設整備計画等）を作成する。作成にあたっては、あらかじめ市、関係農林漁業団体の意見を聴き、農林水産大臣に協議する（活火山法第19条）。

#### (2) 補助等

国は、同計画に基づく事業を実施されるよう補助等の措置をとる。